

【月間変更】 連系線利用計画等のご提出に関する注意事項

1. 【月間連系線利用計画】 容量登録値の変更ができない期間について

・以下の期間については、月間計画の容量登録値の変更ができません。

- ① 提出期限を過ぎた週間計画に含まれる期間（下図凡例 a 参照）

参考…週間計画の提出期限：毎週火曜日 17 時

- ② 提出期限を過ぎた次期の月間計画 [空容量算出用] に含まれる期間（下図凡例 b 参照）

参考…月間計画 [空容量算出用] の提出期限：毎月 15 日 17 時

※注意

・変更不可の期間については、「blank（空白）」、または、「月間計画で登録された最新値」を入力してください。万一、「月間計画で登録された最新値」以外の計画値が入力された場合は受付不可となります。

【凡例 a】 ①のみ考慮が必要な場合

①週間計画の提出期限後
: 2/21 まで 3月1-2週まで提出済

2/22に、<3-4月>月間計画の
変更計画を提出

	土	日	月	火	水	木	金
(2月4週)	2/18	2/19	2/20	2/21	2/22	2/23	2/24
(2月5週)	2/25	2/26	2/27	2/28	3/1	3/2	3/3
3月1週	3/4	3/5	3/6	3/7	3/8	3/9	3/10
3月2週	3/11	3/12	3/13	3/14	3/15	3/16	3/17
3月3週	3/18	3/19	3/20	3/21	3/22	3/23	3/24
3月4週	3/25	3/26	3/27	3/28	3/29	3/30	3/31
4月1週	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7
4月2週	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14
4月3週	4/15	4/16	4/17	4/18	4/19	4/20	4/21
4月4週	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27	4/28
4月5週	4/29	4/30					

【凡例 b】 ①②両方の考慮が必要な場合

10/16に、<10-11月>月間計画の
変更計画を提出

①週間計画の提出期限後
: 10/10 まで 10月3-4週まで提出済

	土	日	月	火	水	木	金
10月1週		10/1	10/2	10/3	10/4	10/5	10/6
10月2週	10/7	10/8	10/9	10/10	10/11	10/12	10/13
10月3週	10/14	10/15	10/16	10/17	10/18	10/19	10/20
10月4週	10/21	10/22	10/23	10/24	10/25	10/26	10/27
10月5週	10/28	10/29	10/30	10/31	11/1	11/2	11/3
11月1週	11/4	11/5	11/6	11/7	11/8	11/9	11/10
11月2週	11/11	11/12	11/13	11/14	11/15	11/16	11/17
11月3週	11/18	11/19	11/20	11/21	11/22	11/23	11/24
11月4週	11/25	11/26	11/27	11/28	11/29	11/30	
11月5週							

②<11-12月>月間計画[空容量算出用]の提出期限後
: 10/15 まで提出済

グレー: 変更不可	☆/★: 週間計画の提出期限(翌週、翌々週が対象)
ブルー: 変更可	○/●: 月間計画[空容量算出用]の提出期限(翌月、翌々月が対象)

変更計画提出時に
期限前/期限後

2. 月間連系線利用計画の変更に伴う月間発電販売計画・月間需要調達計画の取扱いについて

・送電可否判定結果に基づく容量登録値に伴い、月間発電販売計画や月間需要調達計画の最大値または最小値に変更が生じる場合は、当該箇所を修正のうえ、再提出してください。（最大値及び最小値に変更がない場合は、再提出は不要です。）

※注意

・月間発電販売計画や月間需要調達計画を再提出される際に、最大値または最小値に変更が生じない期間については、「blank（空白）」、あるいは、「月間計画で登録された最新値」を入力してください。